

栗東農業振興地域整備計画の見直しについて【概要説明資料】

1. 農業振興地域整備計画について

農業振興地域整備計画は、『農業振興地域の整備に関する法律』（農振法）に基づいて、農業の振興を図るべき地域として県が指定する「農業振興地域」において、特に農業上の利用を図るとして確保・保全する優良な農地（農用地区域＝青地）の区域を市が指定するほか、農業の振興を図る事業などを定めた計画です。

農業振興地域整備計画は、以下の 2 つから構成されています。

（1）農用地利用計画

- 農用地区域の設定方針の決定
- 農用地区域内の農業上の用途（農用地、農業用施設用地）の指定⇒農用地区域の見直し

（2）整備計画（マスターplan）

- 農業生産の向上や農業振興を図るために行う基盤整備や施設整備、農業を担うべき者の育成・確保等についての方向性やその計画等の記載

栗東市では、農業振興地域整備計画を昭和 48 年度に策定し、概ね 10 年ごとに見直しを行ってきました。前回の見直し（平成 24 年度）から約 10 年が経過したことから、昨年度から実施している基礎調査の結果をもとに、市内の優良農地の確保、保全を目的に農業振興地域整備計画の見直しを行っています。

本計画は、令和 11 年を目標年として設定しており、令和 4 年 2 月に計画案の公告・縦覧、同年 3 月に県との法定協議を経て、令和 4 年 3 月の公告を予定しています。

2. 農業振興地域整備計画の見直しについて

（1）農用地利用計画の見直し

今回の農業振興地域整備計画の見直しのポイントは、以下の 2 点となります。

【見直しのポイント】

- 農用地区域の大規模な変更や面積の増減は行わず、基本的には現状農用地の維持
- 図面管理から地番単位でのデジタル管理への移行（GIS によるデジタル管理）

上記の【見直しのポイント】を基本的な考え方として農用地等の編入・除外について検討を行いました。

I. 編入を検討する農地等

以下に示すような農地について、農用地区域への編入を検討することとしました。

- ① 公共投資が行われた農地
- ② 農業上の利用において、優良農地として農業振興をするべき農地

⇒今回編入を検討する農地は無い状況です。

II. 除外を検討する農地等

農振法において、農用地区域からの除外を行う場合は、次の5つの要件全てを満たす場合に限り行うことができるとしています。

- 一、除外に係る土地を農用地等以外の用途に利用することが必要かつ適当であって、農用地区域以外に代替する土地が無いこと
- 二、農用地の集団化、農作業の効率化その他農業上の効率的・総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。
- 三、効率的・安定的な農業経営を営む担い手に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと。
- 四、農用地等の保全又は利用上必要な施設の機能に支障を及ぼすおそれがないこと。
- 五、土地改良事業等の工事が完了した年度の翌年度から8年が経過していること。

(農振法 第13条第2項より)

今回の見直しにて除外の対象となる農地は、農振法の5つの要件を満たすことを原則とした上で、以下に該当する農地に対してのみ検討することとしました。

【市の除外方針】

- ① 利用状況調査や荒廃農地調査等を踏まえて、農業委員会により再生困難な土地として「非農地判断」がなされた農地。
- ② 非農地と判断されていないものの、農用地区域と山林原野との境に位置するなど、現状山林化した土地で、農地としての再生を図らないため、その確保が適当でない農地。
- ③ 道路や河川等、農用地区域として確保すべきではない土地。

⇒今回見直しによる栗東農業振興地域整備計画土地利用計画図は別添図のとおり

これらを基本とし、農用地利用計画作成に向けた農用地区域見直しについて、以下の作業を実施し、農用地区域としてとりまとめています。

- 遊休荒廃農地や農用地区域として確保すべきではない土地の抽出、除外による農用地区域の見直し
- 農用地区域を地番（筆）単位のデジタル管理に向けたデータ化

（2）整備計画（マスターplan）の見直しについて

前回計画からの文言や数値目標等の記載内容の更新を行う必要があり、具体的には、以下について見直しを行っています。

- 『第6次栗東市総合計画』などの上位・関連計画や、現在策定中の『栗東市農業振興基本計画』との整合性を図りながら文言の更新や記載内容の調整
- 地域別の構想の記載と充実
- 各種計画や事業等の時点修正や追加、更新
- 農地の集約・集積のため「農地中間管理事業」や「人・農地プラン」に関する記載
- 昨年実施した基礎調査の結果やアンケート、各種統計データに基づきの数値の反映
- 農用地利用計画を基に、将来の農地面積目標の設定等

令和3年度 職員提案（第2次）概要

1. 募集期間

第2次募集 令和3年8月2日～令和3年9月30日

○テーマ募集（その他提案）

テーマ募集は、提案が必要とされる特定の事項について、期間を定めて募集するもの

- ・テーマ1：『職員提案制度の充実』
- ・テーマ2：『ふるさと納税制度の更なる充実』

○施策・政策提案

市の政策・施策に関するもの（ただし、自らの業務を除く）

○事務改善提案

市の行政事務の改善に関するもの

○アイデア提案

市民サービスの向上に関するもの

2. 提案件数・内訳

・テーマ募集（その他提案）	0件
・施策・政策提案	1件
・事務改善提案	0件
・アイデア提案	1件
合計	1件（施策・政策及びアイデアにかかる1件）

3. 提案の審査等

◆令和3年12月7日（火）

職員提案検討推進委員会（市民政策部長・総務課長・財政課長・教育総務課長で構成）において審査を行った。

4. これまでの経過及び今後の予定

令和3年12月7日（火）	職員提案検討推進委員会にて審査
12月	市長及び提案者に結果報告
令和4年1月5日（水）	総合調整会議に報告
1月中旬	結果を職員に公開

令和3年度 職員提案（第2次）内容等一覧

提案内容	受理事号	提案件名
	3-2	公立保育園での使用済み紙おむつの処分について
	現状及び問題点	
	現在保育で使用した紙おむつに関して、保護者がそれぞれ持ち帰り処分をしています。降園後に使用済み紙おむつを持ち歩くことは衛生的にも悪いため全国的にも問題となっています。	
	改善案	
	使用済み紙おむつの各園での処分。 保管用のごみ箱等はガバメントクラウドファンディングや企業版ふるさと納税により募る。	
	期待される効果	
	保護者の負担が軽減される。 職員目線でもおむつを園児毎に分ける必要がなくなりより保育に集中ができる。	
	審査結果	
	趣旨採用 (提案者の意図を十分に踏まえながら、園長会等で継続的に検討し、課題が整理された暁には実施していく)	
	検討・推進セクション 子ども青少年局 幼児課	
	委員意見	
	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の負担軽減というメリットのある提案である。 ・市民と行政の役割分担として、どこまでが市のサービスの範疇かを整理する必要がある。 ・おむつを処分している園を利用中の保護者は、公立園ではおむつを持ち帰っているという事実に驚くと思う。ただ、子どもの体調把握等、持ち帰りしてきた経緯や理由に納得できる部分もある。 ・実際に現場や保護者の意見を聞く必要がある。 ・自宅で便を見て健康状態を把握しているケースは少ないという情報もあることや、毎日持ち帰る場合と、園で週2回の回収まで保管する場合のどちらが衛生的なのかも踏まえて検討すべきである。 ・受益と負担の関係でいうと、法人立園は各園に判断を委ねるところかもしれないが、公立園はそのあたりのバランスも含めて整理すべきである。 ・園での回収に費用がかかるとした場合、保育施設におむつが直接届くサービスもあり、そういった部分まで一体的に費用も含めて検討することで、さらに保護者の負担軽減を図れるのではないか。 ・園での処分にかかるコストのことや、おむつ処分を実施している法人立園でも保護者の費用負担にはらつきがある中で、公の立場として実施する場合に税金で負担するのか、使用料の中に含まれていると解釈するのかの整理が必要である。また、定額制の検討や、保護者や現場のニーズも踏まえるべきである。 ・保護者の負担軽減に繋がる前向きな提案であるが、実施にあたっては、この場で想定できないような課題が生じる恐れもある。 ・提案者の意図を十分に踏まえながら、園長会等において検討していく中で、課題が整理された暁には取り組むこととする。また、議論は継続させることとする。 	

今回提案に至った経緯

現在公立園では保育で使用した紙おむつは保護者が持ち帰り、家庭で処分を行っているのが現状です。しかし昨今のコロナウイルスを始めとする感染症対策や、ライフスタイルの変化により降園時に使用済み紙おむつを持ち歩くことが実情と合っていないのではないかと思いました。今回の提案では園で使用した紙おむつを市が処分することで子育て世帯の負担を解消し、市のイメージアップにも繋がることになるのではないかと考え提案に至りました。

この提案で考えられるメリット

- ・保護者の手荷物の削減などで負担が軽減される
- ・園で処分を行うため降園後に持ち歩く必要がなくなり衛生的になる
- ・市として子育て世帯への支援といったことを具体的な方策で示すことができる
- ・保育現場でのおむつの個別管理がなくなり保育者の負担軽減にもつながり保育の質の向上に繋がる

この提案で考えられるデメリット

- ・園で処分する場合事業系一般廃棄物として処理するため処分費用が発生する
- ・家庭で排せつ物の確認ができないため園児の健康状態を家庭で把握しづらい
- ・園で処分を行う場合処理するまでの保管場所を確保する必要がある
- ・処分費用を徴収する場合保護者へ経済的負担が生じる

しかしこういった取り組みを行うためには費用面での負担が伴うため、費用面の解決を行うことが課題と考えています（Ex：初期費用として使用済み紙おむつの保管庫など）。そこで提案として「ガバメントクラウドファンディング」（以下：GCF）や「企業版ふるさと納税」を活用し、子育て世帯への支援といったことで寄付を募り、その使い道としてアピールすることで、費用面の解決に繋がるのではないかと考えました。想定費用については、別紙1に記載していますので参考にしていただければと思います。

まとめ

- ・市民サービスの向上
- ・GCFによる栗東市の知名度の向上
- ・業務改善による業務の質の向上

簡単にまとめると以上の3本が今回の提案の柱になると思われます。

費用面の負担が大きな課題となりますが、そこをクリアできれば市民や市にとってよい取り組みなると考えています。ふるさと納税の返礼品競争がひと段落した現在、今後は華美な返礼品ではなく使い道によってふるさと納税をアピールする局面にきていくと思います。

提案した限り協力できる範囲で協力させていただきますので、お手数をおかけしますが今回の提案内容を検討していただきますようよろしくお願ひいたします。

単位：人

	公立園	法人園	合計
0歳児	36	115	151
1歳児	124	233	357
2歳児	149	217	366
0~2歳児 合計	309	565	874

想定費用：令和元年度に野洲市が議会で質問されており処分費用を置き換え算出

$$5枚/日/人 \times 160g/枚 \times 25日 \times 210円/10kg = 420円/月$$

月額費用：1人あたり（税込） 420円

上記人数を参考に試算

単位：円

0~2歳児（人）	309	565	874
月額費用（税込）	129,780	237,300	367,080
年間費用（税込）	1,557,360	2,847,600	4,404,960

想定初期費用

屋内用回収ボックス：10,300円×1.1×8園＝90,640円

屋外用回収ボックス：83,000円×1.1×8園＝730,400円

ごみ袋（消臭袋）：11,546円×8園＝92,368円

合計：913,408円

2. 使用後おむつを保護者が持ち帰ることについて

視点	意義（メリット）	負担（デメリット）
保護者	①保護者の子育てについての第一義的責任を果たす。 ②現物を確認でき、園児の健康状態を把握できる。	①処分が煩わしい。 ②衛生面での負担がある。
園	①連絡帳による伝達に加えて、排便の具体的な色、硬さ等を保護者へ正確に伝達できる。	①園児毎に使用後おむつを保管し、持ち帰りの忘れがないか確認する必要がある。

3. 使用後おむつを園が処分することについて

視点	意義（メリット）	負担（デメリット）
保護者	①保護者が処分しなくてよい。	①現物を確認しないので、園児の健康状態を把握しづらい。 ②処分費を徴収する場合、保護者の経済的負担が生じる（下記4（1）処分費用を参照）。
園	①園児毎に使用後おむつを分ける必要がなく、ひとまとめにできる。	①園児の健康状態について正確に伝えにくい。 ②使用後おむつを処分するまでの保管場所の確保（下記4（2）保管場所を参照）、保管場所への運搬のほか、衛生管理が発生する。 ③上記により職員の業務負担が増える。 ④処分費を保護者から徴収しない場合、公費投入が必要（下記4（1）処分費用を参照）。

<SDGs>関連するゴール

3 すべての人に
健康と福祉を

職員提案に関する意見書

所属名 幼児課

提 案 名 提案番号 (No. 3 - 2)	公立保育園での使用済み紙おむつの処分について
提案の実現性について	<input type="checkbox"/> 実現可能である。 <input type="checkbox"/> 実現は難しい。 <input type="checkbox"/> 既に実施している。 <input checked="" type="checkbox"/> その他（おおむね実現可能であるが、課題が大きい）
上記の理由について	<p>提案内容については、実現可能であると考えるが、公立園のみ実施することで、法人立園等利用の保護者への対応についての課題が出てくることが予想される。</p> <p>公立、法人立利用を問わず、就学前の保護者が公平にサービスを受けられるようにという意見が出てくることが考えられる。</p>
その 他 (課 題 等)	<p>① 市内法人立園(9園)、小規模保育園・家庭的保育園（8園）への対応をどうしていくのか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、法人立て使用済みおむつを園で処分している1園については、保護者が実費負担をしている。（1ヶ月 100円～200円程度）公立が無料で実施する場合、差が生じてくることについての対応はどうするべきか？ ・また実施していない法人立園については、公立園と同じように法人立もるべきであるという意見が出ることが考えられる。その対応についてどうするべきか？ <p>② 施設内の大型ダスト設置場所と乳児トイレ内のごみ箱設置の場所の確保について、検討が必要である。</p>

職員提案に関する意見書

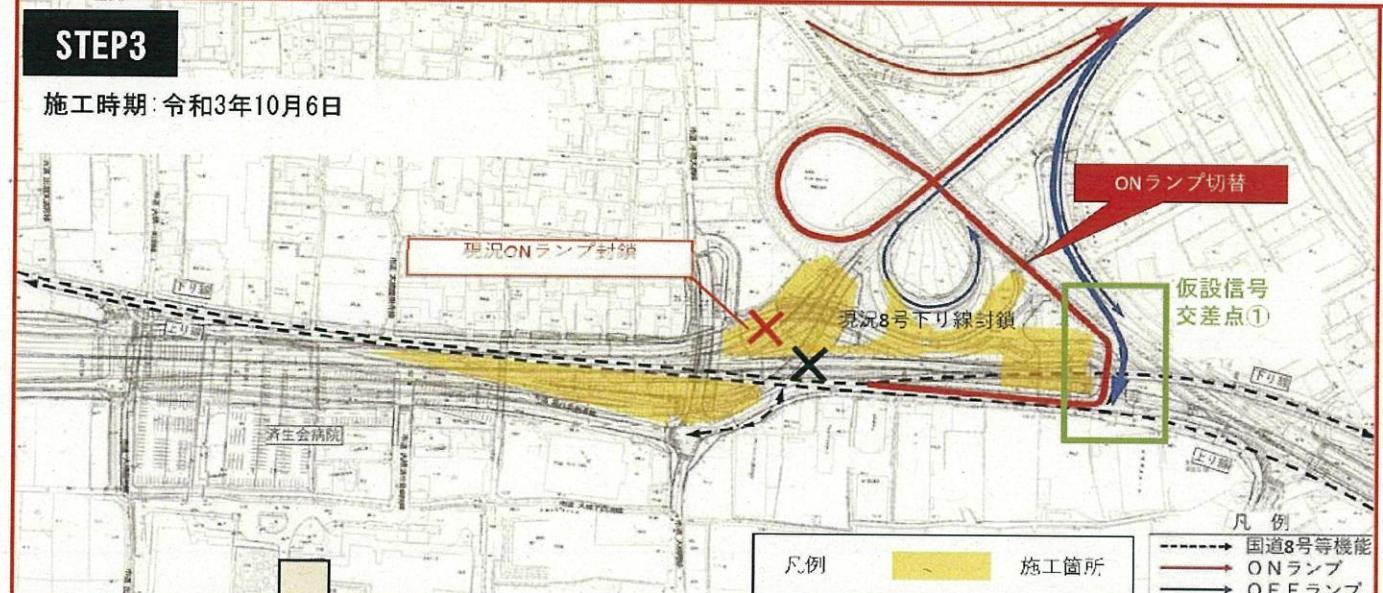
所属名 元気創造政策課

提 案 名 提案番号 (No. 3・2)	公立保育園での使用済み紙おむつの処分について
提案の実現性について	<p><input checked="" type="checkbox"/> 実現可能である。</p> <p><input type="checkbox"/> 実現は難しい。</p> <p><input type="checkbox"/> 既に実施している。</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ()</p>
上記の理由について	<p>クラウドファンディングについて、寄附を募ることは可能である。また、企業版ふるさと納税については、本市の地域再生計画（P 4）において「イ 若い世代の出産・子育ての希望をかなえる事業」の中で「待機児童の解消に向け、保育士の確保等に取り組むとともに、就学前保育の充実を図ることと併せ、放課後の居場所づくりにより子育てと仕事の両立を支援する。」と謳っている。これを具現化する取り組みと位置付けて実施可能である。</p>
その他の課題等)	<p>■クラウドファンディング</p> <ul style="list-style-type: none"> 本市のクラウドファンディングはオールイン方式を採用していることから、寄附が目標額に達しない場合は寄附額の中で一部園から取り組みをスタートすることとなり、地域によってサービスにばらつきが生じる恐れがある。 <p>■企業版ふるさと納税</p> <ul style="list-style-type: none"> 2030 年度には、一般廃棄物に占める紙おむつの割合は 6.6~7.1% と推計され、環境省は紙おむつの再生利用に関するガイドラインを作成し、焼却処理からリサイクルに舵を切り始めている。世界的にも温室効果ガスの削減が求められる中で、紙おむつを引き続き焼却する取り組みに対して、企業からの理解が得られるかの精査が必要である。 <p>■クラウドファンディング・企業版ふるさと納税</p> <ul style="list-style-type: none"> 首都圏や法人立の保育園が多い地域では、園での処理が一般的と思われる。インターネット等を用いて積極的に寄附を募った場合、コロナ禍における衛生面等の観点から、本市の現状がネガティブな情報として受け取られる恐れがある。 今回の提案は公立園を対象としているが、市内法人立園で、既に園での処理を実施済や、今後実施予定の園も想定されることから、その対応についても併せて整理していく必要がある。 市として一般財源を投じるべき事業かを検討した上で寄附を募る必要がある。 紙おむつのダストボックス等のイニシャルコストだけでなく、処分費用等のランニングコストも発生するのであれば、財源確保の為に毎年、継続してクラウドファンディング等を実施していく必要がある。

【国道8号野洲栗東バイパス手原地区道路改良工事】に伴う通行経路の変更について

STEP3

施工時期：令和3年10月6日



【経路】

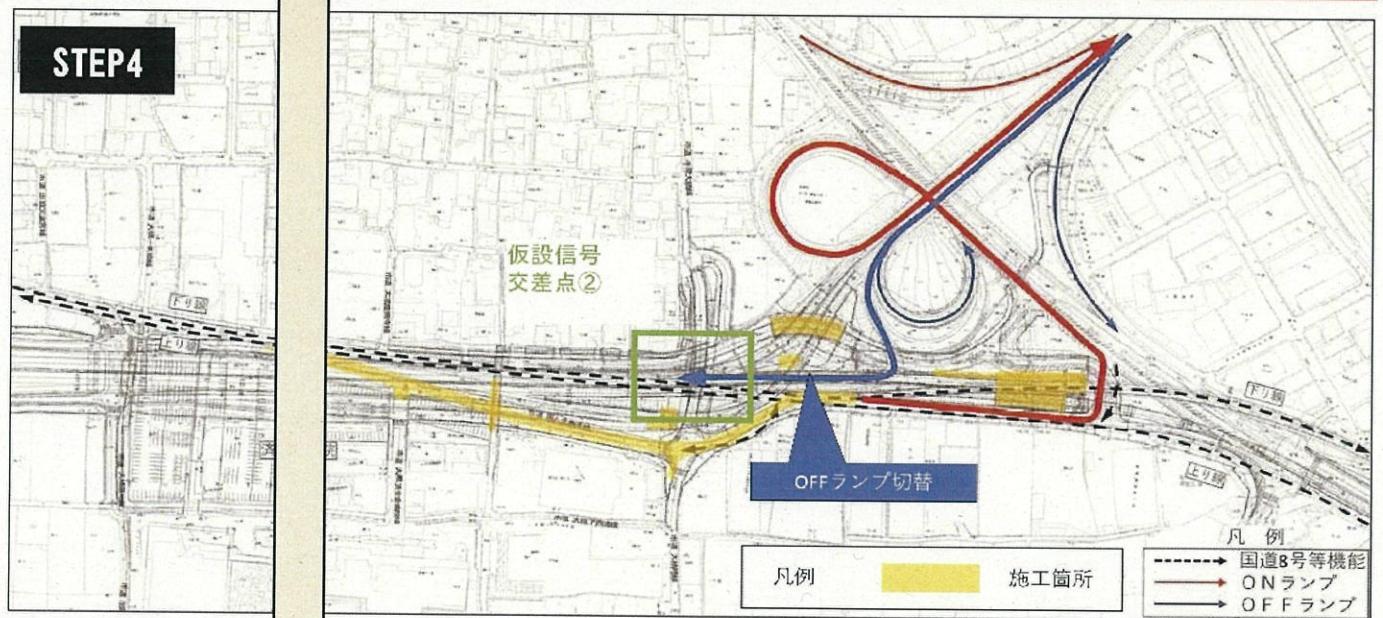
ONランプ

国道8号 → 仮設信号交差点① → 国道1号 → ONランプ

OFFランプ

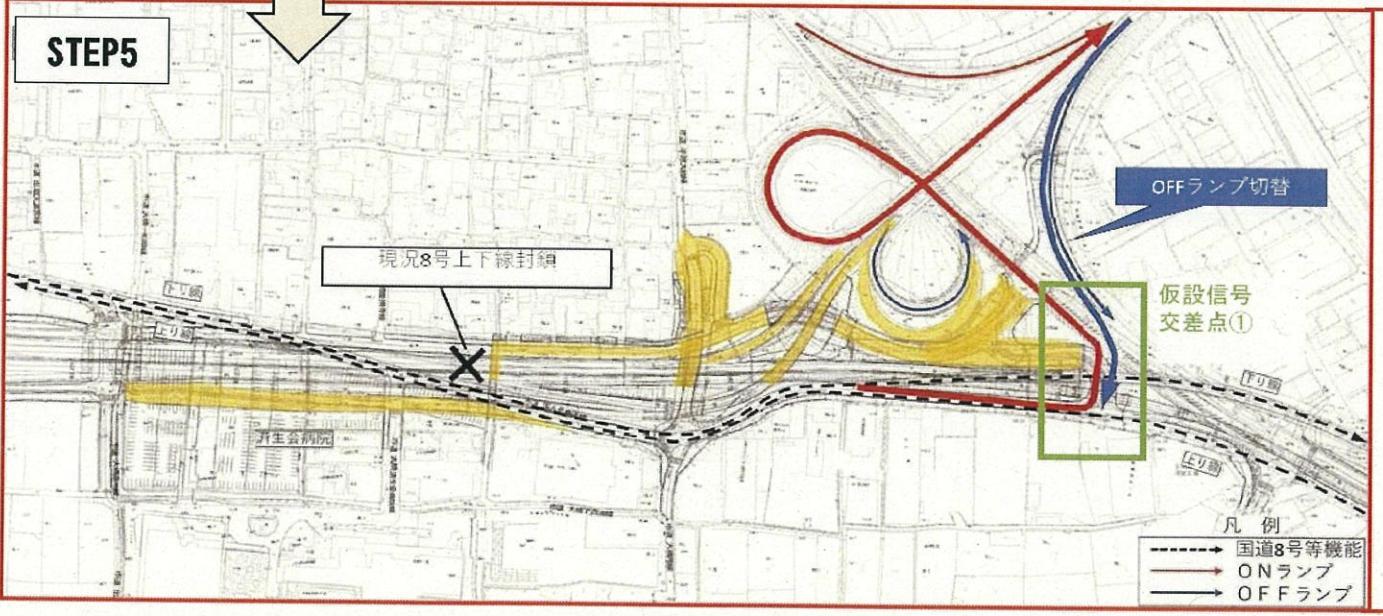
OFFランプ → 仮設信号交差点① → 国道8号

STEP4



ランプの
経路は同じ

STEP5



現況国道8号の上下線を一部封鎖
→ 国道8号等機能を市道に振り替え

※詳細についてはR4年夏頃予定で
警察と協議中

